

## 特定教育・保育施設の利用定員の確認内容

## 1 利用定員の確認のための基準

- ①申請のあった「利用定員」が、県が認可した「認可定員」の範囲内であること。  
 ②利用者数が恒常的に「認可定員」を下回る状況であること。  
 (過去3年間の利用状況を勘案して判断する。)  
 ③実際の利用者に見合った「利用定員」として設定されていること。

## 2 意見を聴取する施設と利用定員

- ①施設名 小出保育園  
 ②種類 保育所  
 ③設置者 社会福祉法人 慈生会  
 ④変更内容

変更前					→	変更後				
2号 認定	100人	3歳児	4歳児	5歳児		2号 認定	90人	3歳児	4歳児	5歳児
		40人	30人	30人	30人			30人	30人	
3号 認定	80人	0歳児	1歳児	2歳児	3号 認定	70人	0歳児	1歳児	2歳児	
		20人	30人	30人			8人	32人	30人	

## 3 基準との照合

- ①認可定員180人のところ、利用定員は160人であり、認可定員の範囲内である。  
 ②過去3年の利用者数は認可定員を下回っている。  
     H26年度 152人   H27年度 148人   H28年度 155人  
 ③平成29年度の利用申込は変更後の利用定員を下回っている。  
     H29年度 140人